

各食品関係団体の長 殿

農林水産省大臣官房総括審議官（新事業・食品産業）

東日本大震災の被災地域の復興に向けた被災地産品の利用・販売促進について

時下、ますます御清祥のこととお喜び申し上げます。

さて、東日本大震災以降、被災地域への人的・物的支援など多岐にわたる御支援・御協力を頂くとともに、これまで様々な機会において、積極的に被災地産品の利用・販売等の促進に取り組んでいただいていることに対して感謝申し上げます。

東日本大震災から 15 年が経過し、被災地域では事業を再開する事業者も増え、津波被災農地の 96%で営農再開が可能となり、岩手県・宮城県では農業産出額が震災前を上回る水準となるなど、本格的な産業・生業の再生が進んでいます。また、福島県産品の購入をためらう消費者の割合は相当程度低減しているものの、震災により失われた販路の回復・開拓等の課題があり、福島県を始めとした被災地域では、その払拭が復興を進めるための重要な課題となっております。

このため、政府として「風評払拭・リスクコミュニケーション強化戦略」等を策定し、これに基づき、食品中の放射性物質の検査結果や生産現場での取組等について、正確で分かりやすい情報提供を行うなど、関係省庁が連携して被災地産品の利用・販売等に係る取組を継続的に行っております。また、令和 5 年 8 月から A L P S 処理水の海洋放出を開始しており、これまでのモニタリングの結果や I A E A による評価から、安全であることが確認されております。引き続き、風評対策に万全を期すため国内外に対して透明性高く A L P S 処理水の安全性やモニタリング結果等の情報発信などを行ってまいります。

一部の国・地域に残された輸入規制に対しても、科学的根拠に基づいて撤廃等を強く求めていくとともに、特に、影響を受ける日本産水産物に対しては、輸出先の多角化を含め水産物の販路拡大等の取組や、一時買取・保管の取組に対する支援等を通じて、支援に万全を期してまいります。

一方で、震災から時を経ることによる記憶の風化も懸念されている中で、被災地域の復興を図っていく上では、改めて、官民を挙げて、全国で被災地支援の機運を高めていくことが大変重要と考えております。

については、貴団体会員企業の事業活動における福島県産品を始めとした被災地産品の流通・販売促進や被災地応援フェアの開催、社内食堂・贈答品等での一層の利用・販売について、農林水産省WEBサイトでも取組事例を掲載しているところであり、引き続きこれまで以上の御尽力を賜りますようお願いいたします。

また、「三陸・常磐もの」については、その魅力を発信し、消費を拡大することを目的として、政府関係機関、自治体、産業界等に参加いただき、「魅力発見！三陸・常磐ものネットワーク」を立ち上げる等の取組を進めており、貴団体会員企業におかれましても、消費拡大に向けて、御参加、御協力をお願いいたします。

さらに、放射線の正しい知識に関する企業での研修の実施や、社内研修や社員旅行等での被災地への視察・観光の促進等についても御協力を賜りますようよろしくお願いいたします。

併せて、こうした取組について、貴団体の中でのフォローアップや優良事例の積極的な対外発信に取り組んでいただければ幸いです。

<お問合せ先>

農林水産省 大臣官房新事業・食品産業部 食品流通課
食品サービス第1班 松田、佐野、堀田
03-6744-2070（直通）